

ほけんだより 臨時号

令和4年9月12日

南長崎小学校 保健室

療養期間が変更になりました！

新型コロナウイルス感染症の療養期間について見直しがされたことはニュースなどでもご存じのことと思います。

長崎県でも、9月7日(水)の時点で見直しが適用になっております。下記のように、変更がされましたので、ご確認ください。

(https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_zigyousha_05-kansensho/ryoyokikan/ 長崎県 HP でも確認できます。)

【症状がある場合】発症日＝症状が出現した日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合、8日目から登校可能。(症状軽快とは解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合を言う)

【無症状の場合】検体採取日を0日として、5日目に検査キットによる検査を行い(※自費購入になります)、陰性が確認された場合6日目から登校可能。(検査をしていない場合は、従来通り療養期間を7日間とし、8日目から登校可能)

現在、長崎県は「レベル2 - II」の感染段階レベルになっています。本人の風邪症状及び、ご家族に未診断の風邪症症状がみられる場合も登校することができませんのでご注意ください。(出席停止となります。)

9月に入り、少し暑さが和らいだような気もいたしますが、まだまだ日中は30℃前後まで気温が上がる日もあります。熱中症対策もしっかり呼びかけていながら、手洗い・マスクの着用・換気などの基本的な感染対策に努めていきます。

ご自宅でも外から帰ってきた際の手洗い・うがいなどのお声かけのご協力のほどよろしくお願いいたします。

